

令和元年度第1回宮古市都市計画審議会 会議録

1 開催日時	令和元年5月31日(金) 午後1時30分から午後2時30分
2 場所	宮古市役所 2-1会議室
3 案件	議案第1号 宮古都市計画道路の変更について(諮問) 〔宮古市決定〕 議案第2号 宮古都市計画道路の変更について 〔岩手県決定〕
4 出席者	〔審議会委員〕 宇佐美 誠史 (岩手県立大学総合政策学部准教授(会長)) 鴨志田 直人 (岩手大学理工学部助教) 木村 誠 (宮古市議会議員) 畠山 茂 (宮古市議会議員) 小島 直也 (宮古市議会議員) 鳥居 晋 (宮古市議会議員) 佐々木 清明 (宮古市議会議員) 高松 昭浩 (国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長) 下澤 治 (国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所長) 代理出席:工藤 裕信(企画調整課長) 上澤 和哉 (岩手県沿岸広域振興局土木部宮古土木センター所長) 花坂 康太郎 (宮古商工会議所会頭) 楡桁 彩子 (公募) 戸田 麻子 (公募) 〔事務局〕 佐藤 廣昭 (宮古市副市長) 去石 一良 (都市整備部都市計画課長) 久保田 英明 (都市整備部都市計画課復興まちづくり推進室長) 金澤 利幸 (都市整備部都市計画課管理計画係主査)
5 欠席者	飛澤 教男 (宮古市農業委員会会長)
6 傍聴人	なし
7 会議内容	【別紙】のとおり。

【別紙】

発言者	内 容
事務局（都市計画課復興まちづくり推進室長）	<p>1 開会</p> <p>ただいまから、令和元年度第1回宮古市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議ですが、現在、審議会委員総数14名のうち13名のご出席をいただいております。したがいまして、宮古市都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達し、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>なお、飛澤委員につきましては、都合により欠席する旨のご連絡をいただいております。</p> <p>また、本日は、釜石港湾事務所下澤所長の代理として、企画調整課長の工藤様が出席されております。</p>
事務局（都市計画課復興まちづくり推進室長） 事務局（宮古市副市長）	<p>2 挨拶（宮古市副市長）</p> <p>それでは、開会に当たり、宮古市副市長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日はお忙しい時期にもかかわらず、令和元年度第1回宮古市都市計画審議会にご出席いただき、ありがとうございます。心より感謝申し上げます。</p> <p>宮古市都市計画マスタープランにつきましては、昨年9月に、3か年にわたる策定作業を終え、委員の皆様からのご理解とご協力により、策定したところでございます。</p> <p>本日、ご審議いただく議案は、都市計画マスタープランに定めました都市計画道路計画見直し方針に基づきまして、市決定2路線及び県決定3路線の変更について、お諮りするものでございます。</p> <p>市街地の都市計画道路につきましては、現在、周辺の道路網の整備が進んでおります。したがいまして、将来的には、市街地に流入する交通量の大幅な減少が見込まれております。そこで、これまでの車重視から歩行者・自転車・公共交通を優先した道路に転換を図ることを基本的な方針といたしました。そして、道路の拡幅は行わず、既存の道路幅員のままでの計画の見直しをしようとするものでございます。</p> <p>本日の会議におきましては、皆様には忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>本日はよろしく願いいたします。</p>
事務局（都市計画課復興まちづくり推進室長）	<p>続きまして、会長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いします。</p>

発言者	内 容
<p>会長</p> <p>事務局（都市計画課 復興まちづくり推進 室長）</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>平成の最後にこれからのまちづくりの方針である都市計画マスタープランを決めて、令和に入って最初の審議会の議題が、それに記載してある都市計画道路の変更について、となっています。</p> <p>マスタープランをつくる前から、これは問題視されていたところなので、しっかり議論して決めていきたいと思えます。</p> <p>いつものように活発に意見を出していただきたいと思えます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、副市長は別用務のため、ここで退席させていただきます。</p>
<p>事務局（都市計画課 復興まちづくり推進 室長）</p> <p>議長（会長）</p> <p>事務局（都市計画課 復興まちづくり推進 室長）</p> <p>議長（会長）</p>	<p>3 議事</p> <p>議案第1号 宮古都市計画道路の変更について（諮問） 〔宮古市決定〕</p> <p>議案第2号 宮古都市計画道路の変更について 〔岩手県決定〕</p> <p>それでは議事に入らせていただきたいと思えますが、これからの進行は、都市計画審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、会長に議長をお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>当審議会の審議に関しましては、「宮古市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づきまして、原則として公開することとしています。</p> <p>案件によっては、例外的に非公開とする場合がありますが、本日の案件が公開に適する案件かどうかについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p>今回の案件は、審議会等における公正かつ円滑な議事運営に対して著しい支障を生ずるおそれが予想される案件ではございませんので、会議を公開すべきものと考えております。</p> <p>本日の会議は事務局から説明があったとおり、全部公開といたしたいと思えますが、いかがでしょうか。</p> <p>（異議なし、の声あり。）</p>

発言者	内 容
議長（会長）	<p>本日の会議は全部公開することに決定しました。 それでは、本日の議案の審議に入ります。 議案第1号「宮古都市計画道路の変更について〔宮古市決定〕」及び議案第2号「宮古都市計画道路の変更について〔岩手県決定〕」を、事務局より一括して説明をお願いします。</p>
事務局（都市計画課管理計画係主査）	<p>（議案第1号、議案第2号について説明。）</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。 はじめに、議案第1号「宮古都市計画道路の変更について〔宮古市決定〕」に、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>議案書の3ページです。 理由のところ、「健全な市街地の発展と交通の円滑化、沿道住民の利便性の向上を図るため」とありますが、「健全な」という意味は、どういうことでしょうか。私が理解しているところでは、健全とは、精神や肉体が健康であること、あるいは、物事の状態が危なげないこと、そういったことだと思うのですが、ここでは「健全な」という文言がなじんでいないのではないかと私は感じました。この文言を使った理由を聞かせていただきたいのですが。</p>
事務局（都市計画課長）	<p>道路でございますので、交通が、安全に、適切に、処理されるということをもって健全というように表現しております。</p>
委員	<p>理解しました。 もう1つ聞きたいことがあります。 未着手期間というのが長期にわたってあったわけですが、なぜ着手できなかったのでしょうか。 宮古市長は、宮古駅から半径1km以内について賑わいのあるまちづくりをしようとしているわけですが、議案書の4ページに書いてあったと思うのですが、八幡沖保久田線などは半径1km以内に入るの、なぜ着手できないのか、住民の合意が得られなかったのか、どうでしょうか。</p>
事務局（都市計画課長）	<p>長期未着手区間の関係で廃止する路線ですが、議案書の5ページをご覧くださいのですが、八幡沖保久田線の八幡沖から末広町の区間、この部分を廃止するものです。この路線については、当初の指定が昭和17年でございます。宮古市の都市計画道路は、昭和17年頃に最初の指定が行われております。当初の計画していた状況と社会情勢が変わったりしたこともあり、整備が行われなかったということもございます。当初決定の頃、昭和17年の頃は、人口も交通量もどんどん増えていき、市街地が膨らんでいくという見込みで都市計画道路の指定も行われたと思いますが、その見込みと現状が異なってきたこともあり、長期未着手区間を整備する必要性が徐々に薄くなってきたというところでございます。</p>
委員	<p>わかりました。</p>

発言者	内 容
議長（会長）	ほかはいかがでしょうか。
委員	<p>説明のありました理由書の部分は、そのとおりだと思います。中心市街地における交通量が大幅に減少すると予想されて、今後、車優先から既存の道路空間を再配分することにより、歩行者・自転車・公共交通を優先し、まちの賑わいや魅力の創出につながる道路へ、ということで、このとおりでよろしいとは思いますが、要望なのですが、これから高齢者や障がい者や子どもたちにもやさしい道ということで、最近では交通事故が全国的に多発しておりますので、歩行者・自転車も含めて、わかりやすい、道路上の線や色分けなどでわかりやすい道路にしていきたいです。今の交通状況で道幅を広げないで現行どおりの道幅で、というのはそのとおりでよいと思うのですが、工夫して使い勝手のいい道路にしていきたいと思えます。</p>
議長（会長）	どうぞ。
事務局（都市計画課長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>現在、岩手県決定の路線で、都市計画道路宮古港線、議案書の7ページにあります。その中の末広町通りについて、計画道路幅員を現況幅員の8.6m～13.6mに見直しまして、現道の道路幅の中で歩行者が安全に通ることができる道に変えていくということで、無電柱化・道路の美装化などを計画しているところでございます。</p> <p>他の路線についても、今後考えていくことになろうかと思えます。</p>
議長（会長）	どうぞ。
委員	確認したいのですが、議案書5ページの八幡沖保久田線の廃止となる区間について、車は通ってもよいのでしょうか。
事務局（都市計画課長）	<p>八幡沖保久田線のうち、廃止する区間について、北側約半分は市道となっており、南側約半分は建築基準法上のいわゆる2項道路となっています。幅員が2mほどの部分もあり、軽自動車を通ることができるかどうか、というくらいです。</p> <p>（「規制の有り・無しというより、そもそも通ることができる幅がない。」という声あり。）</p>
議長（会長）	理由書に安全という言葉を入れる必要はないでしょうか。このままでもいいとは思いますが。
事務局（都市計画課長）	関係機関等と協議します。
議長（会長）	そのほかございませんか。
委員	末広町保久田線の変更後の始点のあたり、スポーツオールスさんとアフラックさ

発言者	内 容
事務局（都市計画課長）	<p>んの間のあたりだけ狭いままなのですが、ここの拡幅予定はあるのでしょうか。</p> <p>現況幅員に変更することになりますので、拡幅を行う予定はありません。</p>
議長（会長）	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>ここで言うことではないかもしれませんが、すいません。</p> <p>八幡沖保久田線の廃止となる区間は、通学路だったような気がするのですが、計画から外れるのはこの理由でいいとは思いますが、通学路としては薄暗いというか、子どもたちの安全を守るという面で、都市計画道路から外れても通学路の安全面は確保していただきたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>どうぞ。</p>
事務局（都市計画課長）	<p>今回、廃止する部分は都市計画道路の指定からは外れますが、市道としては存続しますので、道路の整備や維持管理の面で対応していくことになります。</p> <p>現状では、あまり幅をとらずに建物が建っているところもあり、それが取り壊されたり建て替えられたりで道路幅が変化することも考えられますので、それらもみながら対応していくことになります。</p>
議長（会長）	<p>そのほかに、つい最近の事件を受けて、国では閣僚会議を開いたりしているようですが、確か昨日、県の教育委員会の方も文部科学省へ行っているようです。全国から関係職員が集められて、今回の事件に対する研修のようなものがあり、それを受けて、通学路の安全のことについて県の教育委員会も動いていて、今後どうしていくかという検討をしていく、都市計画サイドではないところでも検討に入っていくようです。</p> <p>そのほかはどうでしょうか。</p> <p>ご異議がなければ、議案第1号「宮古都市計画道路の変更について〔宮古市決定〕」につきまして、案のとおり認めることとし、答申することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>（「はい。」と呼ぶ者あり。）</p>
議長（会長）	<p>では、議案のとおり認めることとします。</p> <p>なお、答申につきましては、会議終了後、本日付けで答申書を作成し、私から市長に答申したいと考えておりますので、ご一任をお願いします。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第2号「宮古都市計画道路の変更について〔岩手県決定〕」に、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>議案書の8ページです。3・4・4号宮古港線のところですか。末広町のところの電線類地中化をこれから検討するというので、これからのスケジュールは決まっているのでしょうか。</p>

発言者	内 容
議長（会長）	どうぞ。
事務局（都市計画課長）	<p>末広町の通りは、都市計画道路の名称では宮古港線ですが、市道の名称は市道末広町線となります。昨年8月に基本計画を策定するための協議会を設けました。昨年度3回、今月4回目の協議会を開催し、これから整備しようとする方針といたしますか、今後行う設計の大きな条件を決めたところでございます。今年度末に基本計画を策定する予定で、今年度途中から概略設計も並行して進めたいと考えております。今年度末には基本計画と概略設計を終えたいと考えており、来年度は詳細設計に着手し、令和3年度には工事に着手しようと考えております。</p> <p>現時点では、設計の詳細についてはできていない状況でございます。</p>
議長（会長）	どうぞ。
委員	<p>付け足しで1つ。要望です。</p> <p>末広町の道路は、道幅が中途半端に広いので、市外から訪れた方がよく一方通行の逆走をするのをよく見かけます。そういうことが起きないように、表示の方法を検討していただきたいです。もう少しわかりやすく、市外の人に来てても一方通行の逆走をしないよう工夫していただきたいです。</p>
事務局（都市計画課長）	<p>今の件につきましても、協議会の委員さんから話が出ておりまして、一方通行の逆走が起きないように、表示等について工夫したいと考えております。</p>
議長（会長）	どうぞ。
委員	<p>宮古港線の愛宕歩道橋から旧市役所の歩道橋のところまでは、道路の線がきちんと引いてあります。旧市役所のところから熊安さんのあたりまでは、道路の線が2車線なのか、1.5車線なのか、わかりにくくなっていて、危ないな、と感じることがあります。もう少し道路の線をはっきりさせてほしいです。あと、道路もかなり悪いです。</p>
事務局（都市計画課長）	道路管理の部署と相談します。
議長（会長）	どうぞ。
委員	<p>宮古市は一方通行が多いと思います。震災のとき、平成28年台風第10号のときなどには、日本人の気質というものもあるかと思いますが、一方通行を守る、どこが通行可能なのかもわからない状態、地元の人でも位置感覚がわからなくなるような状態でも一方通行を守って通行していました。もし可能なら、震災などの緊急時は一方通行を解除できるようなことができれば助かるのですが、どうでしょうか。</p>
事務局（都市計画課長）	<p>一方通行にしている背景があり、公安サイドと協議して決まっているもので、非常時に、逆方向からも通行できれば便利かもしれませんが、車が詰まったりして動</p>

発言者	内 容
議長（会長）	<p>けなくなるということも起きる可能性もあります。一方通行は一方通行で、相互通行は相互通行で守っていただきたいと思います。</p> <p>大規模災害時、特に地震の際の避難は、基本的には車は使わないことが望ましいです。家や職場などからすぐに逃げられる場所を普段から確認しておき、個人で訓練しておくことが大事だと思います。逃げなければならないとなったときには、皆さんかなりパニック状態になると思います。さらに、道路上で1台車が止まってしまったら、ほかの車は動けなくなってしまい、まち全体の交通が止まってしまうということになります。</p> <p>避難に対して配慮しなければならない方々をどうやって救うのかというところで車を活用するというので、なるべく一般の人は車を使わないでほしいと思います。ほかはいかがでしょうか。</p> <p>ご異議がなければ、議案第2号「宮古都市計画道路の変更について〔岩手県決定〕」につきまして、当審議会では異議なしとすることにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」と呼ぶ者あり。）</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございます。当審議会では異議なしいたします。</p> <p>以上で本日の議題はすべて終了しました。委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>会の進行を、事務局にお返ししたいと思います。</p>
事務局（都市計画課復興まちづくり推進室長）	<p>4 閉会</p> <p>会長ありがとうございました。</p> <p>これもちまして令和元年度第1回宮古市都市計画審議会を閉会させていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>